

久喜市議会告示第5号

久喜市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する告示を次のとおり公布する。

令和8年5月21日

久喜市議会議長 春 山 千 明

別紙のとおり

久喜市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する告示
久喜市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程（令和5年久喜市議会告示
第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第5号中「第19条の4第1項第5号」を「第19条の4第1項第4
号」に改め、同条第16号中「第12条第3項の被保険者証の番号及び保険者番
号」を「第201条の2第1項に規定する被保険者番号等」に改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。ただし、第3条第5号の改正規定は、出
入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律（令和6年法律第59号）の施
行の日から施行する。